

条例制定請求代表者の意見を述べる機会の付与について

鹿児島県議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、下記のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を付与しますので、通知します。

記

- 1 日 時
令和5年10月23日（月曜日） 本会議 午後（議案に対する質疑終了後）
- 2 場 所
鹿児島県議会（議会庁舎6階）本会議場
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 事件名
議案第101号 九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定の件
- 4 意見を述べる機会を付与する条例制定請求代表者の数
4人以内
- 5 意見を述べる時間
20分以内（各陳述者の合計時間）